

各受入研究機関代表者 各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里 見 進

(公印省略)

**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国人特別研究員（一般）採用者への特例措置
（来日期限延長）について（通知）**

平素より本会事業にご協力いただきありがとうございます。

標記事業につき、令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度採用者の多くが、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響により入国の目処が立っていないことを鑑み、来日期限の延長を可能とする措置を講じることとしました。ついては下記をご確認くださいようお願いいたします。

記

1. 来日期限の延長について

- ・採用決定時に発出した書類（採用通知及び経費負担証明書（以下「採用通知等」という。））に記載の来日期限を、別添「来日期限の延長について **Change of the deadline for the arrival date in Japan**」のとおり「令和 4(2022)年 3 月 31 日」に延長します。
- ・上記に伴う書類の提出は不要です。

2. 採用通知等の取扱いについて

- ・ 1. に伴う採用通知等の再発行は行いません。
- ・在留資格申請の手続きは、発行済みの採用通知等と別添「来日期限の延長について **Change of the deadline for the arrival date in Japan**」とで行ってください。

3. 来日日（採用期間開始日）変更の当会への連絡について

- ・様式 1（採用期間開始等予定届（令和 3(2021)年度採用者））を未提出の場合：変更後の日付が確定し次第、様式 1 を担当宛に提出してください。
- ・様式 1（採用期間開始等予定届（令和 3(2021)年度採用者））又は準様式 1（採用期間開始等予定届（令和元(2019)年度及び令和 2(2020)年度採用者））を提出済の場合：変更後の日付が確定し次第、担当宛にメールで連絡をしてください。双方合意で修正します。

4. 科学研究費補助金（特別研究員奨励費）について

- ・令和 3(2021)年 12 月 1 日以降の来日となる場合、令和 3 年度科研費の交付申請はできません。

5. その他注意事項（水際対策の強化に係る措置について）

- ・下記ホームページを参照し、日本政府による各種水際対策を確認のうえ、採用者への適切な周知並びにご指導をお願いいたします。

【参考ホームページ】

首相官邸・新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

外務省ホームページ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

法務省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」

http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

厚生労働省ホームページ「水際対策に係る新たな措置について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

本件問い合わせ先

<採用手続について>

担当：日本学術振興会人物交流課 外国人特別研究員係

電話：03-3263-3810 E-mail：gaitoku@jsps.go.jp

<科研費（特別研究員奨励費）について>

担当：日本学術振興会研究助成第一課 研究助成第二係

電話：03-3263-2146, 2148, 1870, 0164, 2158